



年金制度の手引き

公立学校共済組合長野支部

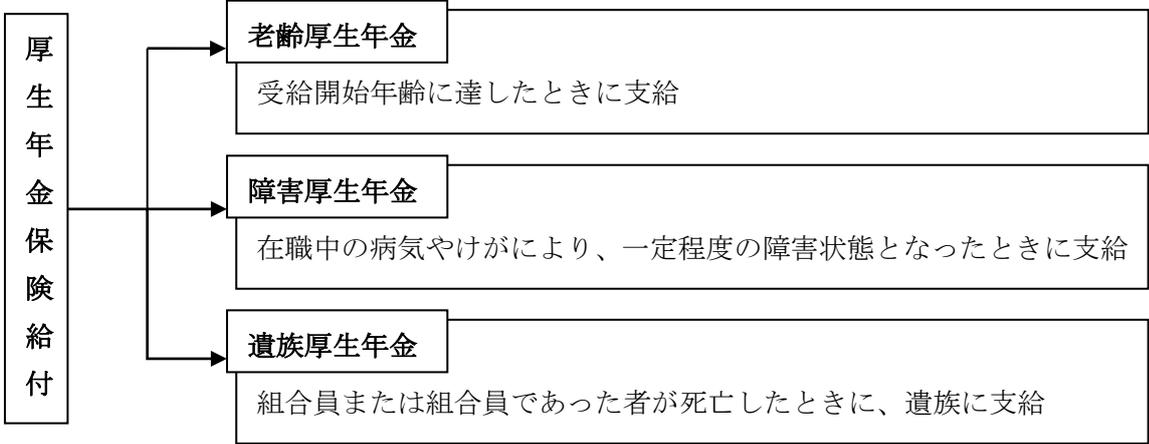


目次

I	年金制度の概要	2
II	年金待機者登録	3
III	老齢厚生年金	3
IV	障害厚生年金	10
V	遺族厚生年金	10
VI	2つ以上の年金を受けられるようになったとき	11
VII	在職中の老齢厚生年金について	12

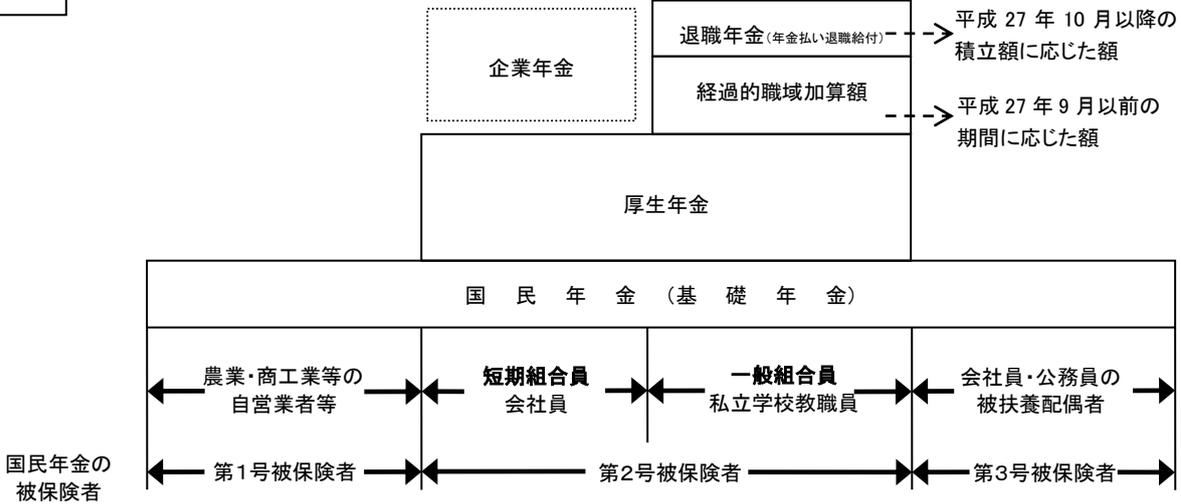
I 年金制度の概要

厚生年金保険給付は老後の生活保障となる「老齢厚生年金」、在職中に病気やけがにより一定程度の障害状態になったときに支給される「障害厚生年金」、死亡したときに遺族に支給される「遺族厚生年金」の3種類があります。



公的年金制度は平成 27 年 10 月の制度改正（被用者年金一元化）を経て、図 1 の形になりました。公務員が受給する年金については、よく建物に例えられ、「3階建ての年金」と呼ばれています。

図 1



厚生年金に加入すると、同時に国民年金（基礎年金）にも加入したことになります。（国民年金第 2 号被保険者）

また、厚生年金の加入者（65 歳以上の者を除く）の被扶養配偶者は、届出をすると国民年金（基礎年金）に加入したことになります。（国民年金第 3 号被保険者）

II 年金待機者登録

老齢厚生年金の受給開始年齢前に、一般組合員を退職した方または一般組合員から短期組合員に種別変更した方については、将来の年金受給に備え、組合員期間や報酬額等の確認・審査をしたのち、公立学校共済組合本部にて「年金待機者登録」を行います。

その際、住所の登録を行い、将来、老齢厚生年金の受給権が発生した際は、登録先住所へ年金請求書を送付します。

そのため、年金待機者として登録された後に、住所を変更される場合は、「年金待機者異動報告書（公立学校共済組合本部ホームページよりダウンロード）」を、公立学校共済組合本部あてにご提出ください。

待機者登録された組合員期間を確認されたい場合は、以下の書類等をご参照ください。

- ・ 指定年齢（35・45・59歳）に送付される「ねんきん定期便」
- ・ 「マイナ手続きポータルによる年金記録の電子交付サービス」
- ・ 「年金加入期間確認通知書」

※交付を希望される方は、電話または「年金加入期間確認請求書（公立学校共済組合本部ホームページよりダウンロード）」を公立学校共済組合本部へご提出ください。

III 老齢厚生年金

65歳から：「老齢厚生年金」＋「老齢基礎年金（国民年金）」

65歳前：繰上げ請求 ※老齢厚生年金・老齢基礎年金ともに繰上げとなります。

66歳以降：繰下げ請求 ※老齢厚生年金と老齢基礎年金でそれぞれ受給開始時期を選択できます。

老齢厚生年金は、厚生年金保険に加入している間の報酬額や、加入期間等に応じて年金額が計算され、原則65歳から受給することができます。

65歳の誕生月の約2～3か月前に、ご自宅あてに年金請求書が送付されます。手続きを行い、年金が決定されると、年金証書がご自宅あてに送付され、支給が開始されます。

昭和36年4月2日以降生まれの方の老齢厚生年金および老齢基礎年金の請求手続きは、原則ワンストップサービス（複数の厚生年金加入期間がある者でも、一つの実施機関（下

表参照)に提出すれば、請求書等各実施機関に回付され、手続きが一度で済むこと)の対象ですが、年金の決定は各実施機関において行うため、年金証書は各実施機関から別途送付されます。

また、老齢厚生年金および老齢基礎年金は、希望に応じて受給開始時期を選択でき、60歳から65歳になるまでの間に繰上げて請求することや、66歳から75歳(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳)になるまでの間に繰下げて請求することができます。(P6～9参照)

繰下げを希望される場合、選択する年金の組み合わせによって請求書の提出先が異なる場合があります。詳細につきましては、実際の請求書類等をご確認ください。

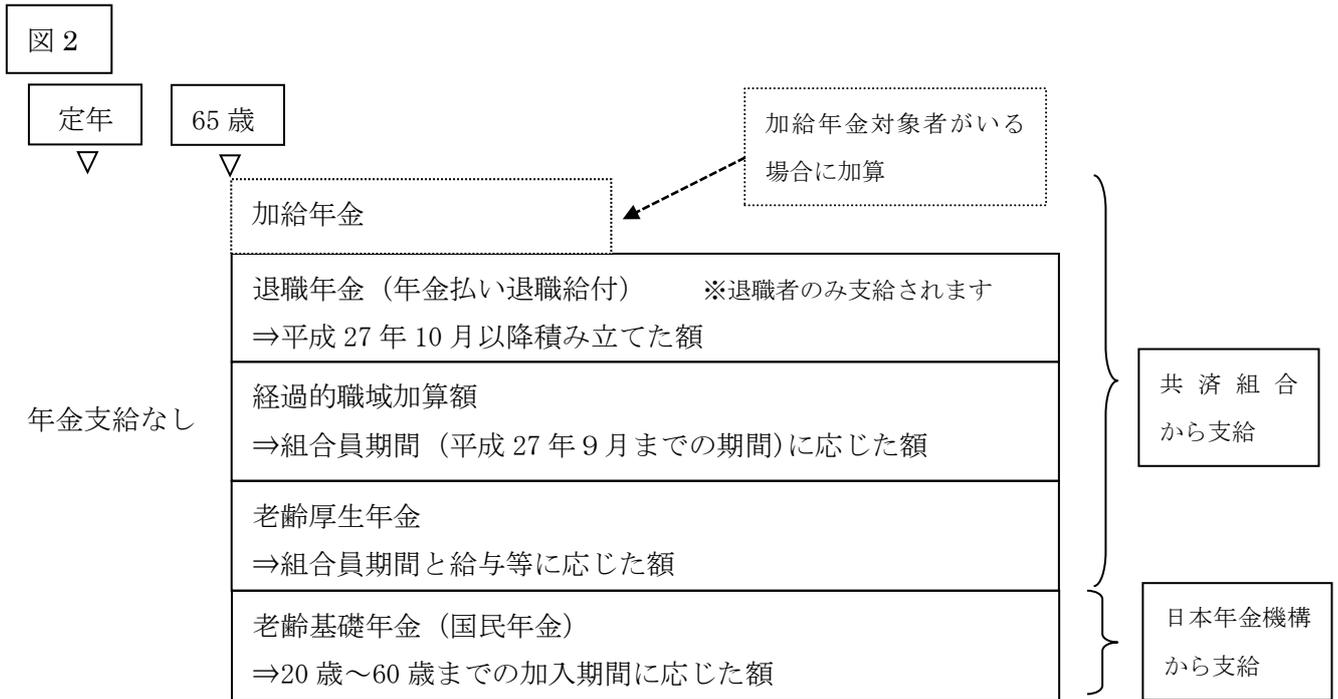
なお、昭和36年4月1日以前生まれの方の老齢厚生年金の請求手続きは、ワンストップサービスの対象外のため、それぞれの実施機関から請求書が送付されています。

※昭和36年4月1日以前生まれの方には、65歳前の「特別支給の老齢厚生年金」が支給されました。また、日本年金機構の厚生年金期間を持つ昭和41年4月1日以前生まれの女性については、生年月日に応じて「特別支給の老齢厚生年金」が支給される方もいます。詳細については、日本年金機構のHP及びお近くの年金事務所へお問い合わせください。)

年金の算定期間	年金を決定する実施機関
「民間企業等で社保に加入して勤めた期間」 「短期組合員として勤めた期間」 「国民年金の期間」	日本年金機構
「公務員として共済組合に加入して勤めた期間」	最後に加入していた共済組合
「私立学校の教職員で勤めた期間」	日本私立学校振興・共済事業団

ご自身の年金見込み額を知りたい場合には、毎年誕生月にご自宅あてに『ねんきん定期便』が発送されていますので、そちらをご確認ください。『ねんきん定期便』にはご自身の「老齢基礎年金」及び「老齢厚生年金(経過的職域加算額を含む)」の見込み額が記載されています。

＜老齢年金の内訳＞



1 退職年金 (年金払い退職給付)

平成 27 年 10 月以降、各自で保険料を積み立てた額 (給付算定基礎額) を原資として、以下の①～③の全ての条件を満たしているときに、原資の半分は「有期退職年金 (一時金もしくは、10 年または 20 年にわたっての受給)」として、残りの半分を「終身退職年金」として受給できます。ご自身の給付算定基礎額は、退職等の翌年度 7 月末に公立学校共済組合からご自宅あてに送られる『給付算定基礎額残高通知書 (圧着ハガキ)』により確認できます。

- ① 1 年以上引き続き組合員期間を有すること
- ② 65 歳に達していること (繰上げ・繰下げも可能)
- ③ 退職していることまたは短期組合員であること

2 老齢基礎年金 (国民年金)

老齢基礎年金は、国民年金に 20 歳から 60 歳まで 40 年間 (480 月) 加入した場合に、65 歳から満額の 831,700 円 (令和 7 年度の額) が支給されます。(S31. 4. 1 以前に生まれた方は 829,300 円)

保険料の未納期間、免除期間がある場合には、次の式により算定されます。

$$831,700 \text{ 円} \times \frac{\boxed{\text{保険料納付済月数}} + \boxed{\text{全額免除月数} \times 1/2} + \boxed{\text{4分の1納付月数} \times 5/8} + \boxed{\text{半額納付月数} \times 3/4} + \boxed{\text{4分の3納付月数} \times 7/8}}{480}$$

(829,300 円)

3 加給年金

厚生年金保険と共済組合の被保険者期間を合算して 20 年以上もつ年金受給権者によって生計を維持されていて、かつ、収入が将来にわたって年額 850 万円未満の下記①～③に該当する者がいる場合には、受給者本人が 65 歳に達したときから加算されます。

① 65 歳未満の配偶者

ただし、配偶者が次に該当する年金を受給している場合は、加給年金額が支給停止となります。

- ・退職共済年金又は老齢厚生年金で、加入期間が 20 年以上である年金
- ・障害共済年金、障害厚生年金または国民年金の障害基礎年金

② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

③ 20 歳未満で障害等級 1 級若しくは 2 級に該当する障害の状態にある子

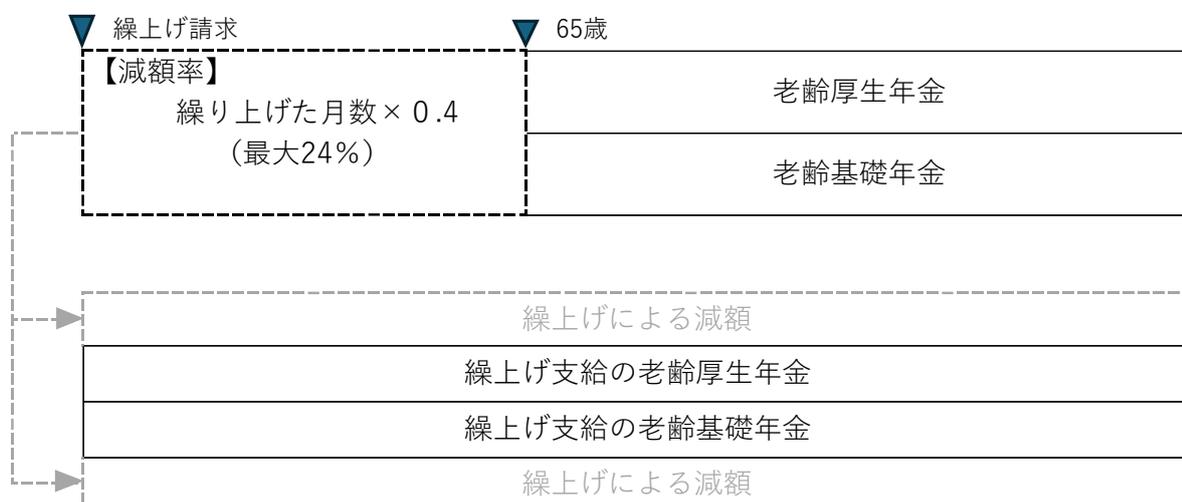
区 分	加給年金額 (令和 7 年度)	内 訳
配偶者	415,900 円	239,300 円 (基本額) + 176,600 円 (加算額)
子	239,300 円	2 人まで 1 人につき
	79,800 円	2 人を超える 1 人につき

4 老齢厚生年金及び老齢基礎年金の繰上げ請求

老齢厚生年金及び老齢基礎年金は、60 歳以降、支給要件を満たしている場合は、繰上げ請求(本来の支給より早く受給すること)ができます。繰上げ請求をした場合、請求があった日に受給権が発生し、その請求があった日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。ただし、すでに「特別支給の老齢厚生年金」を受給している方を除き、どちらか一方のみを繰上げ請求することは出来ないため、繰上げ請求した場合は老齢厚生年金と老齢基礎年金を両方とも繰上げる必要があります。

繰上げ支給の年金額は、繰上げ請求をした月からその者の支給開始年齢に達する月の前月までの月数に応じて、1か月あたり0.4%減額されます。なお、昭和37年4月1日以前生まれの方については、繰上げ減額率が1か月あたり0.5%となります。

(例) 昭和37年4月2日以後に生まれた方



請求にあたっての留意事項

- (1) 繰上げ請求後はその決定を取消すことはできず、生涯減額された年金額となります。
- (2) 繰上げ請求後は、障害の状態に該当するようになっても、事後重症による障害厚生(基礎)年金等を請求することはできません。
- (3) 老齢厚生年金と老齢基礎年金は、同時に繰上げ請求をする必要があります。ただし、退職年金(年金払い退職給付)については、同時に請求する必要はありません。
- (4) 加給年金は、繰上げて受給することはできません。加給年金対象者がいる場合、請求者本人が65歳に到達した時点から支給されます。
- (5) 65歳になるまでは、遺族厚生(遺族共済)年金と繰上げた老齢基礎年金を同時に受け取ることはできません。

【繰上げ受給率(昭和37年4月1日以前生まれの方)】

繰上げた月数 × 0.5%減額(最大30%) (数字は%)

年齢/月	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100											

【繰上げ受給率（昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれの方）】

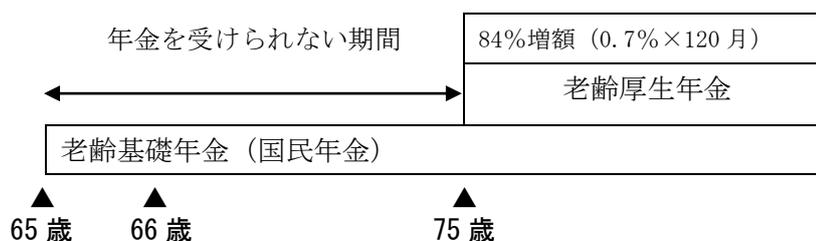
繰り上げた月数×0.4%減額（最大 24%）（数字は%）

年齢/月	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
60歳	76	76.4	76.8	77.2	77.6	78	78.4	78.8	79.2	79.6	80	80.4
61歳	80.8	81.2	81.6	82	82.4	82.8	83.2	83.6	84	84.4	84.8	85.2
62歳	85.6	86	86.4	86.8	87.2	87.6	88	88.4	88.8	89.2	89.6	90
63歳	90.4	90.8	91.2	91.6	92	92.4	92.8	93.2	93.6	94	94.4	94.8
64歳	95.2	95.6	96	96.4	96.8	97.2	97.6	98	98.4	98.8	99.2	99.6
65歳	100											

5 老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰下げ請求

65 歳から支給される老齢厚生年金及び老齢基礎年金は、繰下げ（本来の受給開始年齢より遅らせることで増額させること）の申出を行い、**66 歳以降**、繰下げて受給することができます。増額率は、1 か月につき 0.7% です。増額された年金は、繰下げ請求をした月の翌月分から受給することができます。

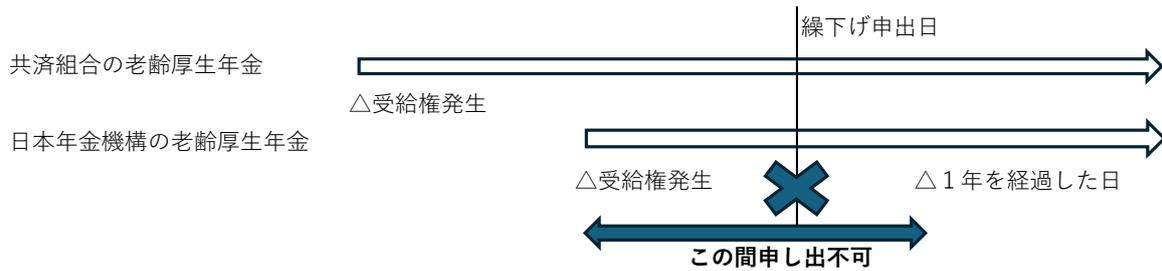
【老齢厚生年金のみ繰下げした場合】



請求にあたっての留意事項

- (1) 繰下げの上限年齢は昭和 27 年 4 月 2 日以後生まれの方は最長 75 歳まで、昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれの方は最長 70 歳までとなります。
- (2) 老齢厚生年金を繰下げの場合、すべての受給権を有する老齢厚生年金を同時に繰下げの必要があります。また、それぞれ受給権を取得した日から起算して 1 年を経過していなければ、繰下げ請求を行うことができません。

例) フルタイム再任用退職後、臨時的任用職員となり、日本年金機構の厚生年金にはじめて加入した場合



- (3) 繰上げ請求とは異なり、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰下げる必要はありません。(別々のタイミングで請求することが可能です)
- (4) 障害もしくは遺族を給付事由とする年金の受給権を有する者は、繰下げできません。
- (5) 在職停止される部分については、繰下げしても増額されません。
- (6) 加給年金は増額の対象となりません。また、老齢厚生年金を繰下げる場合、繰下げている間は加給年金が支給されません。
- (7) 繰下げを希望した場合でも、繰下げ請求の手続きをせずに、受給権発生時点にさかのぼって請求し、本来の年金を一括して受け取ることもできます。

【繰下げ受給率】 繰下げた月数×0.7%増額 (最大 84%) (数字は%)

年齢/月	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
65歳	100											
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149	149.7
71歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156	156.7	157.4	158.1
72歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
73歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
74歳	175.6	176.3	177	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
75歳	184											

IV 障害厚生年金

在職中に初診日のある傷病により、障害等級1級～3級に認定された場合、障害厚生年金が支給されます。(ただし、保険料納付要件を満たしていることが必要です)

平成27年10月以降、障害厚生年金は在職中であっても、経過的職域加算額以外は支給されます。また、障害等級が1級又は2級に該当した場合は、日本年金機構から障害基礎年金も併せて支給されます。

障害年金の請求は「障害認定日による請求(初診日から1年6か月経過したときまで遡って請求する方法)」と「事後重症による請求(申請日時点の病状で認定を受ける方法ただし、65歳以上は請求不可)」の2種類があります。その方の受診状況や希望する請求方法等により必要書類が異なるため、初診日、傷病名、受診歴等を確認のうえ、公立学校共済組合長野支部までご連絡ください。

V 遺族厚生年金

元組合員や年金受給者が死亡した場合、その死亡当時、亡くなった方と生計が同一で恒常的な収入金額が年額850万円以上にならないと認められる遺族について、遺族厚生年金の受給権が発生します。遺族が2人以上いる場合には、下記(1)から(4)までの順位で、より上位の遺族に支給されます。(遺族厚生年金の金額は死亡された方が受給していた老齢厚生年金の3/4に相当する額とされています)

- (1) 第一順位「配偶者※及び子」(子は18歳未満または障害のある20歳未満の者)
- (2) 第二順位「父母※」
- (3) 第三順位「孫」(18歳未満または障害のある20歳未満の者)
- (4) 第四順位「祖父母※」

※ 遺族が夫、父母、祖父母の場合は組合員や年金受給者の死亡当時に55歳以上であることが条件になります(支給開始は60歳から)

公立学校共済組合からの年金受給者や元組合員の方が亡くなった場合は、手続きに必要な書類を送付しますので、公立学校共済組合本部(もしくは長野支部)へお電話でご連絡ください。

VI 2つ以上の年金を受けられるようになったとき

一人で2つ以上の年金を受けられるようになったとき（障害厚生年金の受給者が、年金支給開始年齢に達し、老齢厚生年金を受けられることとなったとき等）は、同一の支給事由によるものを除き、年金受給者ご本人の選択によっていずれか1つの年金を受給するのが原則です。

2つ以上の年金を受けられるようになったとき、又は、退職等の事由により年金額の改定がされるときは「年金受給選択申出書」を提出することにより、その都度、年金を選択することとなります。また、厚生年金と基礎年金においては、併給が可能な組み合わせ（下表参照）があります。不明な場合は公立学校共済組合までお問い合わせください。

	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○（併給可）	×（併給不可）	△（65歳～併給可）
障害基礎年金	△（65歳～併給可）	○（併給可）	△（65歳～併給可）
遺族基礎年金	×（併給不可）	×（併給不可）	○（併給可）

VII 在職中の老齢厚生年金について

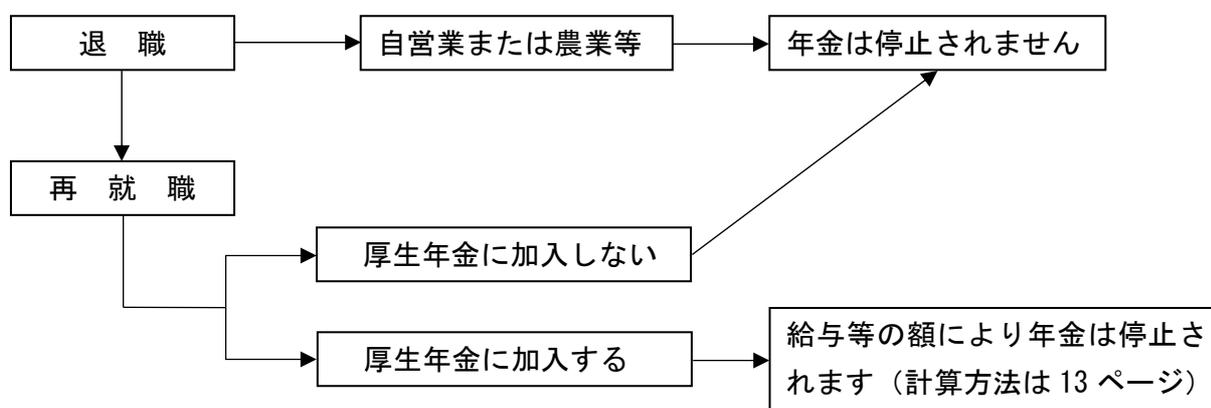
1 在職中の年金支給停止

老齢厚生（特別支給の老齢厚生）年金は、再就職し厚生年金に加入した場合、年金月額と給与等（総報酬月額相当額）の合計額が停止基準額（令和8年度は月額62万円）を超えた場合に年金額の一部又は全部が支給停止されます。

なお、年金は所得による支給停止はされませんので、自営業や農業等で所得がある場合でも、厚生年金に加入しなければ、年金の支給停止はされません。

※停止基準額について令和8年3月までは月額51万円です。

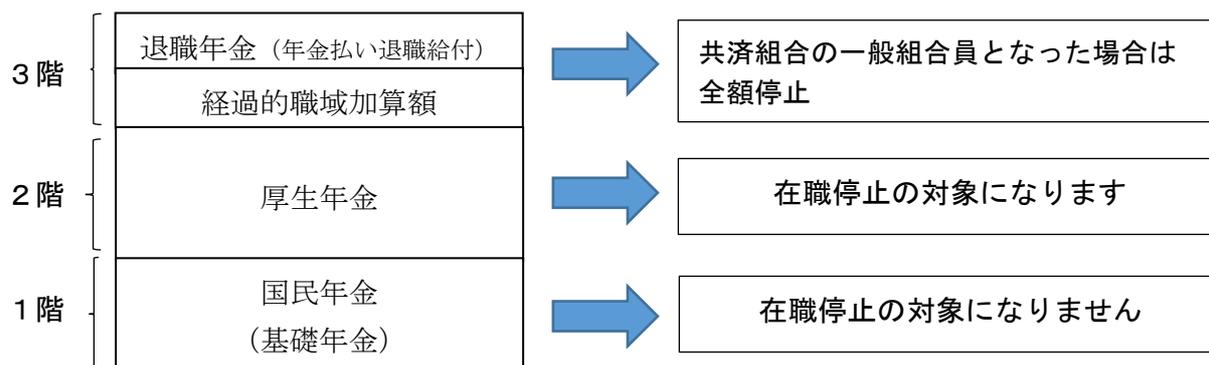
年金の在職停止フロー



※雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給する場合（65歳未満の者に限る）は、失業給付（基本手当）の支給を受け終わるまで、経過的職域加算額を除き、厚生年金部分が全額停止されます。

Q：年金のどの部分に在職停止がかかりますか？

A：2階部分（及び3階部分）に年金の停止がかかります。

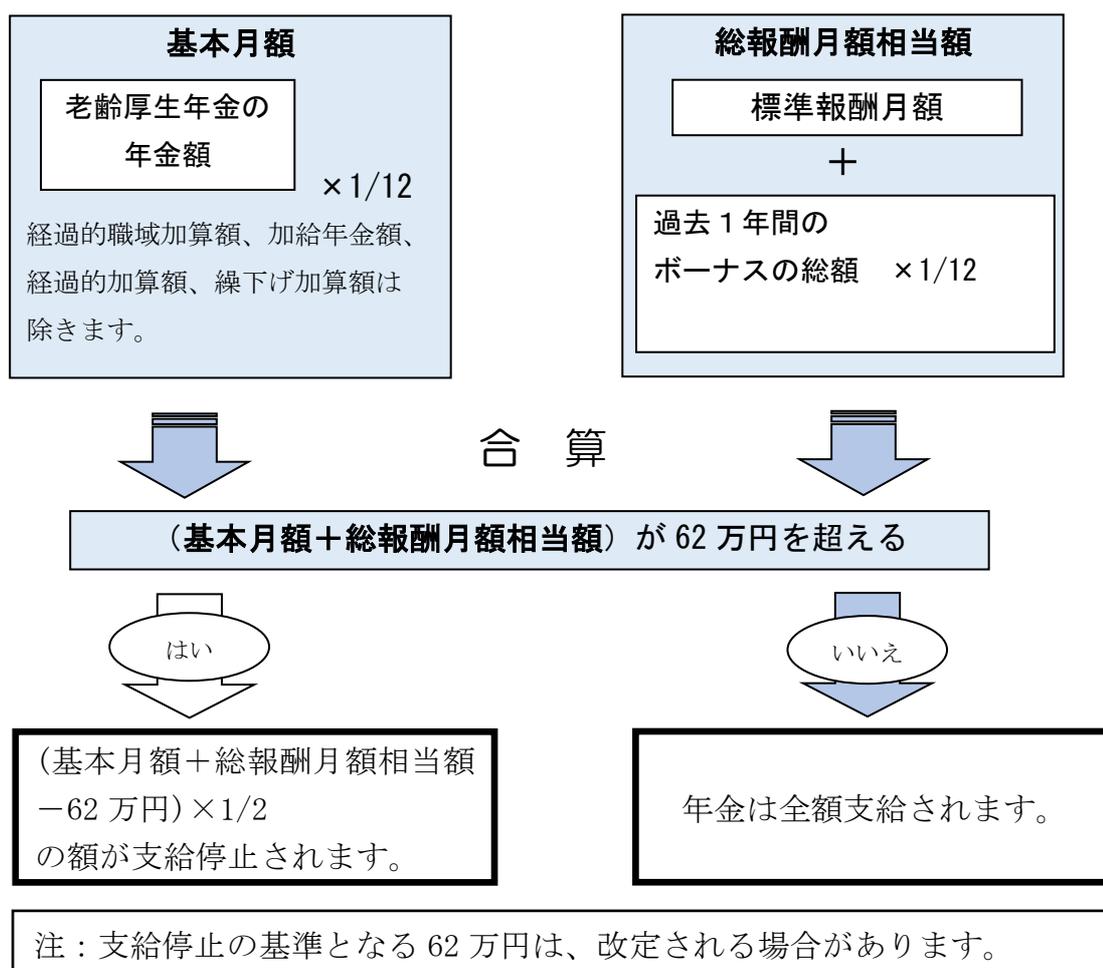


在職停止の仕組み（月額で計算）

総報酬月額相当額と基本月額の合計が 62 万円に達するまでは、全額の年金が支給され、62 万円を超える場合は、年金の全額または一部が支給停止されます。

支給停止額は、総報酬月額相当額が変わった月または退職の翌月に変更されます。

また、共済組合と日本年金機構等から複数の老齢厚生年金（退職共済年金）を受け取っている場合は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額がそれぞれ支給停止されます。



(計算例)

- ・老齢厚生年金の年金額(年額) 150 万円
- ・標準報酬月額 38 万円
- ・過去1年間のボーナス総額 150 万円 の方の場合

基本月額：150 万円 × 1/12 = 12 万 5 千円

総報酬月額相当額：38 万円 + (150 万円 × 1/12) = 50 万 5 千円

基本月額 + 総報酬月額相当額：12 万 5 千円 + 50 万 5 千円 = 63 万円 > 62 万円

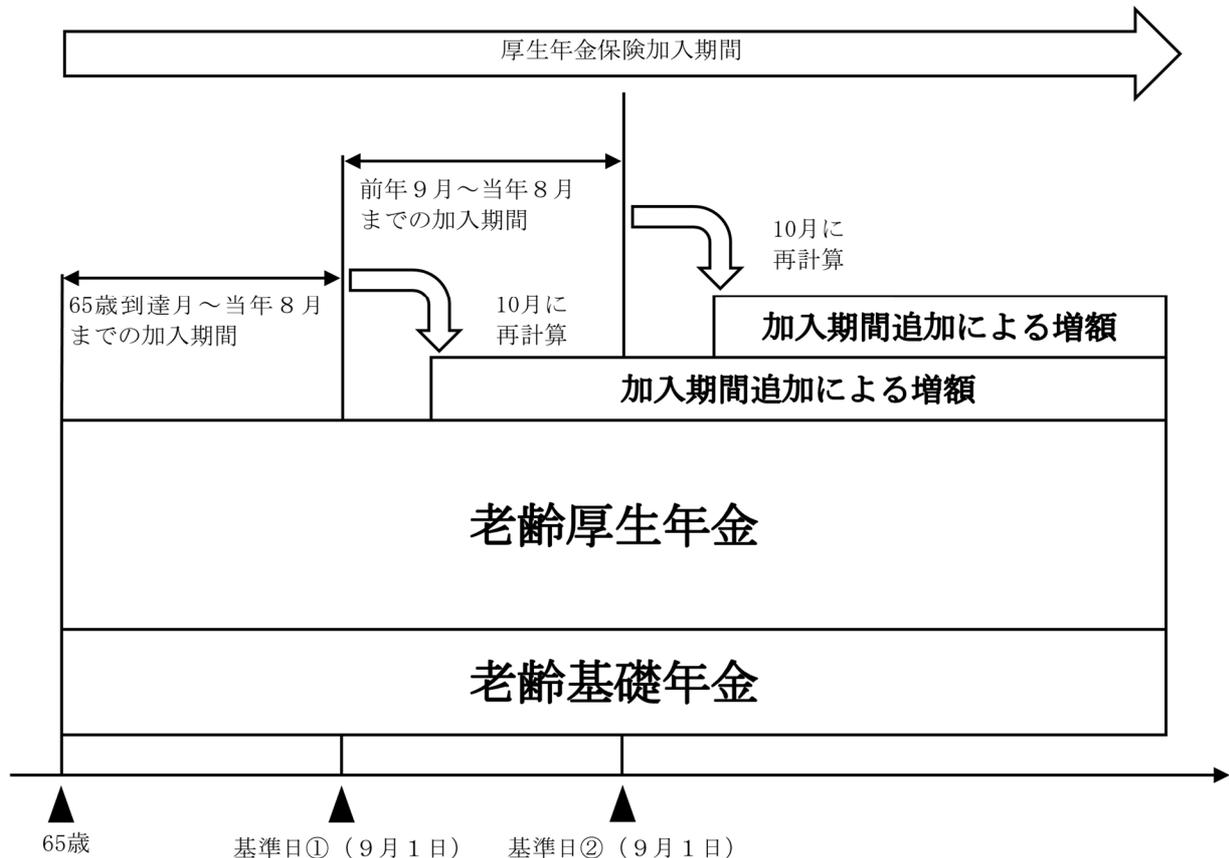
⇒ 在職停止

支給停止額(年額)：(63 万円 - 62 万円) × 1/2 × 12 = 6 万円

差引支給年金額(年額) : 150 万円 - 6 万円 = 144 万円

2 在職定時改定 (65 歳以上の老齢厚生年金)

在職定時改定とは、基準日 (9 月 1 日) において 65 歳以上 70 歳未満の厚生年金加入者について、前年 9 月から当年 8 月までの厚生年金の加入期間を年金額に反映し 10 月分から年金額を改定する仕組みです。



お問い合わせ先

お問い合わせされる際は、ご自身の基礎年金番号か年金証書番号をご用意ください。

公立学校共済組合本部年金相談室 TEL : 03-5259-1122

・年金手続きについて (年金受給者または年金待機者の方)

公立学校共済組合長野支部 共済係 TEL : 026-235-7445

年金相談 TEL : 026-234-5770

・今回手続きされる書類 (退職届書、退職年金決定(改定)請求書等) について

・年金手続きについて (在職中または退職後間もない方)